

## 2 1－ウ いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの学校、どの児童においても起こり得る」という認識をもち、生命尊重・人権尊重を教育活動の基盤とし、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、「いじめのない明るく楽しい学校づくり」に向けて、学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関との連携を密に図りながら、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、市教育委員会に報告し、連携を図りながら対処するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「犬伏小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### 1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめ対策委員会として、「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（必要に応じて開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態または重要事態が発生した際には、早期解決に向け組織的に対応します。
- (2) いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。「いじめ対応ハンドブック」に基づいた組織的対応を徹底します。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめをしない させない みのがさない」力を育成し、いじめに発展するかもしれない日常的なトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (2) 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた学業指導の充実を図ります。
- (3) 全ての教員が個に応じた分かりやすい授業を実践します。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (5) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。オンラインゲームの利用についても併せて指導を行います。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- (2) 児童一人一人の声に耳を傾け、児童の言動を注視し、些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。速やかな報告・連絡・相談を徹底し、対応策を検討します。
- (4) 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめについて相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

### 4 いじめの早期解決に向けて

- (1) なかよしアンケートや HyperQ-U 検査の結果から、気になる児童には聞き取りを行い、早期発見に努めます。
- (2) 「いじめはいじめる側が悪い」との認識の下、いじめられている児童を徹底的に守ります。
- (3) いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- (4) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせることで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (5) いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- (6) 双方の保護者に対して、学校としての説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (7) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (8) 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

### 5 学校評価等による課題の把握及び改善に向けて

- (1) 学校評価等により、「学校いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」に基づく取組の実施状況の評価を行います。
- (2) 学校評価等による結果から課題を把握し、今後の取組の改善を図ります。

## 佐野市立犬伏小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

### 1 年間計画

|                       | いじめ対策委員会の取組                                                                                                   | その他の取組                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一<br>学<br>期           | (4月)年間計画の周知・共通理解<br>(4月)校内研修計画作成<br>(4月)配慮を要する児童の情報交換<br>(8月)HyperQ-U 検査の結果分析<br>(10月)1学期の取組の反省と2学期の<br>取組の検討 | (4月)学校いじめ防止基本方針の説明<br>(4～5月)家庭訪問の実施 アンケート実施<br>(5月)「いじめをノックアウト！ 100 万人<br>の行動宣言」の作成 アンケート実施<br>(6月) HyperQ-U 検査の実施 アンケート実施<br>(6月)児童との二者相談 アンケート実施<br>(7～8月)保護者との二者相談アンケート実施<br>HyperQ-U 分析<br>(9月)アンケート実施<br>(9月)保護者対象の情報モラル研修 |
| 二<br>学<br>期           | (1月)HyperQ-U の結果分析<br>(1月)学校評価の結果分析<br>(3月)「犬伏用学校いじめ防止基本方針」<br>及び「実践のための行動計画」の<br>点検・見直                       | (10月)アンケート実施<br>(11月) アンケート実施<br>(11月)児童との二者相談<br>(12月)人権週間の取組 アンケート実施<br>HyperQ-U 検査の実施<br>(12月)人権講演会<br>(12月)人権に関わる道徳授業公開<br>(12月)アンケート実施<br>(12月)学校評価の実施<br>(1月)アンケート実施<br>HyperQ-U 分析<br>(2月)アンケート実施<br>(3月)アンケート実施         |
| 年<br>間<br>の<br>取<br>組 | 生活当番職員による校内巡回<br>学年会での気になる児童の情報交換（毎週）<br>児童の自己有用感、自尊感情を高める小善表彰「むくろじ賞」の表彰<br>（縦割り異年齢集団で活動する「なかよし班活動」）          |                                                                                                                                                                                                                                 |

## 2 組織的な対応に向けて

### (1) いじめ対策委員会

①いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ対策委員会」（必要に応じて開催）を組織する。

#### ア 委員

校長、教頭、教務主任、学習指導主任、児童指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、教育相談担当、必要に応じて主任児童委員、保護者代表 等

#### イ 実施する取組

##### i 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査
- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 要配慮児童への支援方法決定

##### ii 早期発見対策

- ・ いじめ状況を把握するためのアンケート（なかよしアンケート）の実施と結果の分析と共有
- ・ HyperQ-U 検査の活用

#### ウ 取組の改善

本委員会において、「犬伏小学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価を行い、学校の取組が児童に対しより有効な働きかけとなるよう改善を図る。

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会」（随時開催）を組織する。

#### ア 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、担当学級担任  
その他関係の深い教職員、必要に応じて市教育委員会派遣の外部専門家 等

#### イ 実施する取組

##### i 調査方針、分担等の決定

- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係ある児童への事実関係の聴取
- ・ 保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応する）
- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 必要に応じて関係機関への連絡（警察、福祉関係、医療機関等）

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導、支援
- ・被害者、加害者、観衆、傍観者への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・市教育委員会との連携
- ・関係機関や地域との連携

(2) 校内研修

- ①いじめや人権に関する全教職員対象の校内研修会を実施する。
- ②いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を学期1回実施する。
- ③いじめ対応ハンドブックを活用した研修を実施する。

3 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの起こらない学校づくり

- 道徳教育、特別活動、人権教育等、様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付け、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・学級や学校への生活への適応や、よりよい人間関係を形成する話し合い活動の充実を図る。
- ・生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習等様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・自らの言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

#### オ 保護者・地域との連携

- ・PTAと協力して保護者を対象とした講習会等を実施し、犬伏小「いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・学校のホームページ等を通じて、保護者地域に対し犬伏小「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価等を活用し、犬伏小「学校いじめ防止基本方針」及び「実践のための行動計画」について、改善を図る。

#### (2) 指導上の留意点

- ①「いじめはいじめる側が悪い」という認識をしっかりともち、「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ②多様な価値観をもつ児童に対し、教育相談等を通して児童理解を深め、個に応じた支援を行う。
- ③発達障がいを含む障がいのある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

#### (3) ネットやオンラインゲームにおけるいじめへの対応

- ①「小中学生は携帯電話、スマートフォンは持たない・持たせない」という佐野市の方針の啓発に努め、校内に携帯電話、スマートフォンを持ち込ませない。
- ②学級活動等の時間を活用し、児童一人一人に対して、SNS の利用等インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア 掲示板等に個人情報をもやみに掲載しないこと。

(動画を発信しない。限られたグループ内であってもやらない。)

イ SNSを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。

ウ 有害サイトにアクセスしないこと。

エ 知らない人とは会わない、会いに行かないを守ること。

オ オンラインゲームの中でのトラブルが多いことから、現状の把握と使い方を指導する。

ウ 一人一台端末の活用によるトラブルが起こらないように指導と管理を徹底する。

- ③家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、情報モラルに関する研修会等を実施する。

## 4 いじめの早期発見に向けて

#### (1) 早期発見のための認識

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から複数の教職員で的確に関わることで、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。
- ②日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、「いじめ」の理解と対応ーいじめのない明るい学校を目指してー（平成24年12月栃木県教育委員会）を参考に、児童が発する小さな変化を見逃さないようにする。

## (2) 早期発見のための手立て

- ①児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ②毎週木曜日の学年会を活用して情報交換を行い、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが情報を共有できる体制を整える。
- ④「なかよしアンケート」を毎月実施することで、早期発見に心掛ける。また、情報を共有することで、多くの職員や保護者の目で見守れるようにする。
- ⑤保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑥児童、保護者にいじめの相談窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。

## 5 いじめの早期解決に向けて

### (1) 早期解決のための認識

- ①いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ②いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

### (2) 早期解決のための対応

- いじめ認知時の対応に係る委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携を図る。

### (3) 児童、保護者への支援

- ①いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ②双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

### (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気をもつように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ①ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ認知時の対応に係る委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ②児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ①単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ②双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

## 6 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ認知時の対応に係る委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。



## 参考

いじめ・いじめ重大事案の定義について

## いじめ

- ① 行為をした者（A）と行為の対象となった者（B）の間に一定の人的関係が存在すること
- ② AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ③ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

## いじめ重大事案

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

〈具体例〉

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した
- ② 心身に重大な被害を負った場合
  - 暴力を受け、骨折等のけがをした
  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き、当該校へは復帰できないと判断し、転学（退学）した